

入会資格及び退会に関する基準

同友会は、入会や退会についても、また、行事への参加についても主体性を大切に、会員の自由選択権を保証しています。また、入会資格は本会規約第5条(会員)により「本会の趣旨に賛同する中小企業家及び、これに準ずるものは会員になることができる。」と定めており、中小企業家であれば、その企業の規模、業種、資本金などに関わりなく入会できることになっています。

しかし、同友会が発展し、中小企業家の要望に応えた多面的な活動が広がり、社会的認知度も高まるようになると、中小企業家のみならず、様々な方々の入会希望が出てくるようになります。このことは、会の発展を示す上で重要なことですが、同友会の理念および自主的・民主的な中小企業の経営者団体としての性格から考えて、整備すべき事項も生まれています。

以上にもとづき、入会の資格及び退会について下記のような基準を設けることとします。

1、中小企業の範囲とは。

中小企業の範囲については、中小企業基本法の規定(別途)を含みますが、必ずしもそれにこだわらず、規定に含まれない中堅中小企業も含まれます。

量的には、規模の上限は定めず、下限は「組織的な経営をめざす人」ということになります。

質的には、資本構成からみて大企業の子会社でないこと。役員人事などからみて、大企業の支配下にある会社でないことです。

2、規約第5条にもとづく入会資格とは。

「本会の趣旨に賛同する中小企業家及び、これに準ずる人を会員とする」の本会の趣旨に賛同するとは、本会の規約及び考え方に賛同することです。

○中小企業家とは、「経営権をもって自主的に経営している人であること」を意味します。

○規約中の「中小企業家に準ずる人とは」ということについては、下記の2点です。

- 1) 役員(取締役)及び後継者です。
 - 2) 独立して経営を行う専門家
例えば、弁護士、公認会計士、社会保険労務士、司法書士、等の専門家
 - 3) 民間の研究所、協同組合、学校、病院等の経営者
 - 4) 著述家、芸術家等の自由業
- 以上のように中小企業家運動に不可欠な人々です。

3、入会資格を有しない場合とは。

- 1) 大手企業の100%子会社の性格を有する企業、また、大手企業の支店・支社・工場等の長及び営業社員、社員
- 2) 企業の役員、後継者を除く社員
- 3) 現職の議員(国会、地方議会を問わず)
尚、会員で選挙に立候補し、議員になるとともに経営者でもある場合は、同友会の役にはつかないようにします。
- 4) 金融機関
- 5) 宗教団体、政治団体等
- 6) 社会または公序良俗に反する企業の経営者

<部長・課長等の取り扱い基準>

○入会申請、あるいは名義変更に伴う、部長、課長、所長、支店長等の取扱い基準を下記の通り定める。

- 1) 入会の判断基準は、本人の社内での「実質的立場」を十分考慮し判断する。
- 2) 上記の「実質的立場」の基準は下記の通りする。
 - イ その企業の決済権を持っている人
 - ロ 経営に参画し、また裁量権限のある人
 - ハ 支店、事業所を管理する権限を持っている人
- 3) 入会申請にあたっては、個人の資格ではなく「企業の承認」を得ているかどうか確認をする。

4、入会審査とは。

- 1) 規約第5条にもとづく入会該当者は、理事会に諮り、承認を得ます。
- 2) 前記3の1)～6)の入会資格に触れ、または該当しない場合は、理事会に報告し審議します。
- 3) 理事会の審議によって、入会資格を有しない方については、推薦者及び本人に連絡します。審議の結果検討を要する場合は、推薦者と再度協議します。その結果、入会が認められる場合は理事会に諮り、承認を得ます。

5、退会基準とは。

○規約第8条に基づき、下記の通り退会基準を定めます。

- 1) 会員本人から、口頭または、文書にて退会意思表示があった場合、その時点で退会処理をします。但し、会費は退会意思表示の月まで請求することとします。その処理手順は下記の通りとします。
 - イ 本人の退会意志の表明
 - ロ 本人からの退会申請書の理事会への提出
 - ハ 理事会は退会事由、会費納入・請求状況を確認し承認をする。
 - ニ 事務局は、退会処理を行う。(名簿台帳、会費台帳除籍措置)
- 2) 「著しく会の事業を阻害し、もしくは名誉を傷つけた場合」は、理事会の慎重な審議を経て除籍できます。
尚、除籍通知は文書にて本人に郵送します。
- 3) 「一年以上会費を滞納した場合」は、本人に理事会名の退会勧告書を郵送し、意思を確認した上で、理事会の慎重な審議を経て、除籍できます。
- 4) 倒産した場合は、速やかに、本人の会継続の意思確認をします。
 - イ 本人の意思確認が出来ない場合は、本人の代理人又は管財人に、受取人証明付退会申請書、並びに会費求書を郵送します。
 - ロ 理事会、並びに常任理事会は退会申請書、並びに会費納入、請求状況を確認し、承認します。

6、再入会とは。

退会后2年以内に再入会の場合は、入会金を免除します。但し、退会月までの会費の納入が行われていることが条件となります。

7、退会勧告とは。

会の趣旨及び目的に反する行為と求められた場合、また、複数の会員からマナーに違反しているとの申し入れがあった場合は、理事会での検討結果にもとづき、該当する会員に対して退会を勧告することができます。それにも関わらず、改善の跡が見られない場合は、理事会に諮り、本会規約第8条にもとづき除籍を行います。

8、適用

以上の内容は、2005年4月1日以降入会及び退会について適用をいたします。

以上

資料 中小企業基本法にもとづく中小企業の範囲

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製 造 業 等	3 億円以下	300人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
小 売 業	5 千万以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5 千万以下	100人以下